

予防接種

予防接種はお済みですか？

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

	対象者	接種回数
第1期 初回	生後6カ月～90カ月の子ども (7歳6カ月に至るまで)	2回
第1期 追加		1回
第2期	9歳以上13歳未満の子ども	1回
特例措置	平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの人 (20歳に至るまで)	1～4回 (過去の接種回数に準じた残りの回数)

●日本脳炎ワクチン
日本脳炎ワクチン第1期・第2期は全部で4回接種します。定期接種の期間が定められていますので、母子手帳で予防接種が完了しているか確認しましょう。

国による積極的な接種の差し控えにより日本脳炎予防接種を受けられなかった人は、定期接種(特例措置)として予防接種ができます。詳しくは、表をご参照ください。

令和6年度のHPV(子宮頸がん)予防接種の対象者 (まだ接種していない人が対象)	
小学校6年生～ 高校1年生の女子	平成20年4月2日から 平成25年4月1日生まれの人
キャッチアップ対象者 ※キャッチアップ接種とは、国による積極的な接種の差し控えにより、接種機会を逃した方を対象に実施する予防接種のことです。	平成9年度生まれから 平成19年度生まれの人

●HPV(子宮頸がん)ワクチン
子宮頸がんワクチン予防接種は、全部で2～3回必要です(年齢に応じて変わります)。また、令和7年3月31日で子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種が終了します。高校一年生とキャッチアップの方は、令和7年3月末までに3回接種を終える必要があります。そのため、遅くとも9月までには一回目の接種を開始してください。

入院する人、医療費が高額になる人は事前に申請を

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

町 国民健康保険に加入している人、または後期高齢者医療制度に加入している人で、住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、限度額証)を病院の窓口で提示すれば、医療費や入院時食事代の自己負担額が減額されます。また、町国民健康保険に加入している人で、住民税課税世帯の人は「限度額適用認定証」(以下、限度額証)を提示すれば病院の窓口で医療費が減額されます。

また、過去1年間に90日以上入院している人は、91日目以降の入院時食事代がさらに減額されます。なお、減額には申請が必要です。で、入院中(入院予定も含む)の人や、高額な医療費を支払っていて限度額証を持っていない人は申請してください。

●申請場所
役場健康保険課 国保・医療係
●持参するもの
国民健康保険証、後期高齢者医療保険証
※過去1年間に90日以上入院したことがある人は、入院が90日を超えたことがわかる領収書と現在お持ちの限度額証も必要です。

●限度額証の一括送付を行います
現在交付されている限度額証の有効期限は7月31日です。現在、令和5年度発行の限度額証をお持ちの方は、自動更新となるため更新手続きは必要ありません。引き続き対象となる方には、7月中旬から下旬にかけて普通郵便でお送りします。令和6年8月1日からは、新しい限度額証を医療機関などの窓口に、保険証とともに提示してご使用ください。

●自動で郵送される人
令和5年度の限度額証を持っている人で、世帯の変更などにより保険証番号が変わっていない人
●自動で郵送されない人
令和5年度の限度額証を持っていない人
・証が出ない区分に変更になった人
・世帯の変更などにより保険証番号が変わった人
・転出や社保加入により資格を喪失している人

※マイナ保険証を使って受診する場合は、限度額証の提示が必要ないことがあります。

医療費

指定

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定しました

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(町子育て・健診センター内) ☎096(294)1075

熱 中症対策を強化するため、「気候変動適応法」が改正され、市町村で冷房設備を有するなどの要件を満たす施設を「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」として指定できるようになりました。そこで、町では公共施設などを指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定しました。

●クーリングシェルターとは

熱中症による健康被害の発生を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」が発表された時などに、危険な暑さから身を守り、暑さをしのぐ休憩場所として開放する場所です。

●実施期間

令和6年10月31日まで

●クーリングシェルターを利用する際の注意点

- ・飲み物は各自でご用意ください。
- ・利用できる日時・場所は、指定施設の開館している日時及び指定した場所のみになります。
- ・その他、利用に当たっては施設の指示に従ってください。

●熱中症の予防のために：
・室内のエアコンなどにより涼しい環境で過ごしましょう。
・こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。
・高齢者、乳幼児等は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲に声をかけましょう。
・熱中症特別警戒アラートが発表されている日は外出を控える、エアコンを使用する等の、熱中症の予防行動を積極的にとりましょう。

●指定施設(6月20日現在)

- ・大津町役場庁舎1階ロビー
- ・おおづ図書館ロビー
- ・生涯学習センターロビー
- ・まちづくり交流センター(交流会館)
- ・人権啓発福祉センター

右記以外の町の施設や町内の民間施設も順次指定していく予定です。施設の開放日や時間、受入可能人数などはホームページをご確認ください。

クーリングシェルターにはこのマークを掲示しています



詳しくはこちら▼



スマホ

大津で「走る！スマホ教室」7月のスケジュール

●問い合わせ 役場総務課 行革・デジタル推進係 ☎096(293)3111

- 対象 町在住または町在勤の人
- 費用 無料
- 定員 各回3人(先着順)
- 申込方法 開催日の3日前までに予約してください。

予約はこちらから！
0800(111)9442

受付時間 午前9時～午後5時
※土日祝日も受け付けできます。

おおづ図書館でスマホ教室を開催します！

この機会に使って便利なスマホを学びませんか？

「さわってみよう！やさしいスマートフォン講座」

- 日 時 7月24日(水) 午後2時～午後4時
- 場 所 おおづ図書館 集会室
- 定 員 20名(先着順)
- 申込先 こちらの二次元コードから
- 問い合わせ おおづ図書館 ☎096(294)8011



スマホ教室がどこでも駆け付けます！ ※出張するには条件があるため、まずはお問い合わせください。

	期日	場所	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～16:45
7月	2日(火)	大津町役場庁舎前広場	スマホを触ってみよう	アプリでネットショッピング	スマホ決済	個別相談(要予約) スマホのことなら何でもご相談ください！
	9日(火)	イオン大津店北側広場	始めよう！災害の備え	Android(応用編)	Android(入門編)	
	16日(火)	大津町役場庁舎前広場	スマホのセキュリティ	Android(基礎編)	LINEでコミュニケーション	
	23日(火)	イオン大津店北側広場	Android(入門編)	Android(基礎編)	Android(応用編)	
	30日(火)	おおづ図書館北側駐車場	Android(入門編)	Android(基礎編)	Android(応用編)	
8月	6日(火)	大津町役場庁舎前広場	スマホを触ってみよう	Android(応用編)	Android(入門編)	

※7月30日(火)は、場所が「おおづ図書館」になりますので、ご注意ください。